

千葉ポートタワー1階市民ギャラリー利用規則

(目的)

第1条 この規則は、千葉ポートタワー(以下「タワー」という。)1階の「市民ギャラリー」の利用に関して必要な事項を定めるものとする。

(場所)

第2条 展示等の場所は別表1のタワー1階「市民ギャラリー」とする。

(利用期間)

第3条 1種類の展示等は、連続1ヶ月以内とする。ただし、タワーの利用者の増加に寄与する可能性が高いと認められる場合は、別に定めることができるものとする。

- 2 展示等が可能な時間、時期についてはタワーの営業時間に従うものとし、タワーの営業時間中は可能な限り展示等を行うものとする。

(利用可能者)

第4条 千葉県内在住または在勤の方で、営利を目的としない市民グループ及び個人。

(利用に関わる費用)

第5条 第2条に関わる費用は無料とする。

- 2 机、ショーケース、ワイヤーパーテーションなどタワー備品の貸し出しに係る使用料は無料とする。
- 3 照明の利用については原則無料とする。ただし、その他備品等の利用による電気消費量が、著しく多いと認められる場合には別途協議のうえ決定するものとする。

(広報)

第6条 タワー来場者の集客性が高く、かつ公共性が高いと認められる展示等は、市政だより等を利用して広報に協力する。

- 2 市政だよりの締め切りは、発行の概ね2ヶ月前とする。

(展示物の内容)

第7条 タワーの公共性及び観光施設の特性上展示物については、以下の条件のいずれかを満たしているものとする。

- (1) タワーのイメージに即した展示内容であるもの。
- (2) 文化・学習に基づいた内容であるもの。
- (3) 観光施設としてふさわしい内容であるもの。

(禁止事項)

第8条 展示に際し下記の事項は禁止する。

- (1) 一部の集まりや同好の者を限定にしたもの。
- (2) 入場料金の徴収、物品の販売並びに勧誘等などの営業行為。
- (3) 政治、宗教に関わる行為及び特定の団体向けの利用。

- (4)火気の使用。
- (5)公序良俗に反するもの。
- (6)タワーの運営に支障を及ぼすもの。

(利用申請)

第9条 展示等の利用者は、別表2の千葉ポートタワー1階展示等利用申請書によりタワーへ提出するものとする。

(利用許可)

第10条 前条の規定により利用申請があった場合は、タワー館長が協議の上、すみやかに許可もしくは不許可の決定をする。

- 2 利用の許可及び不許可については別表3、もしくは別表4により利用申請者に通知する。

(搬入搬出)

第11条 搬入搬出等は、タワーの営業に支障の無い時間に行うこととする。

(復旧)

第12条 展示物及び貸し出し備品並びに展示等により施設の一部もしくは備品等を汚損ないし破損が認められた場合は、直ちに利用者の責により原状に復旧することとする。

(賠償責任)

第13条 展示等により第三者へ賠償等の責が発生した場合は、展示主催者の責により解決するものとする。

- 2 タワーは、重大な過失の無い時はその責を負わないものとする。

(展示物への責任)

第14条 展示期間中に展示物が破損、又は盗難等に遭った場合は、タワーはその責を負わないものとする。

- 2 展示物等の警備等は、展示主催者の責により対応するものとする。

(遵守事項)

第14条 利用者は、本規則、「千葉ポートタワー設置条例」及び「千葉ポートタワー管理規則」を遵守するものとする。

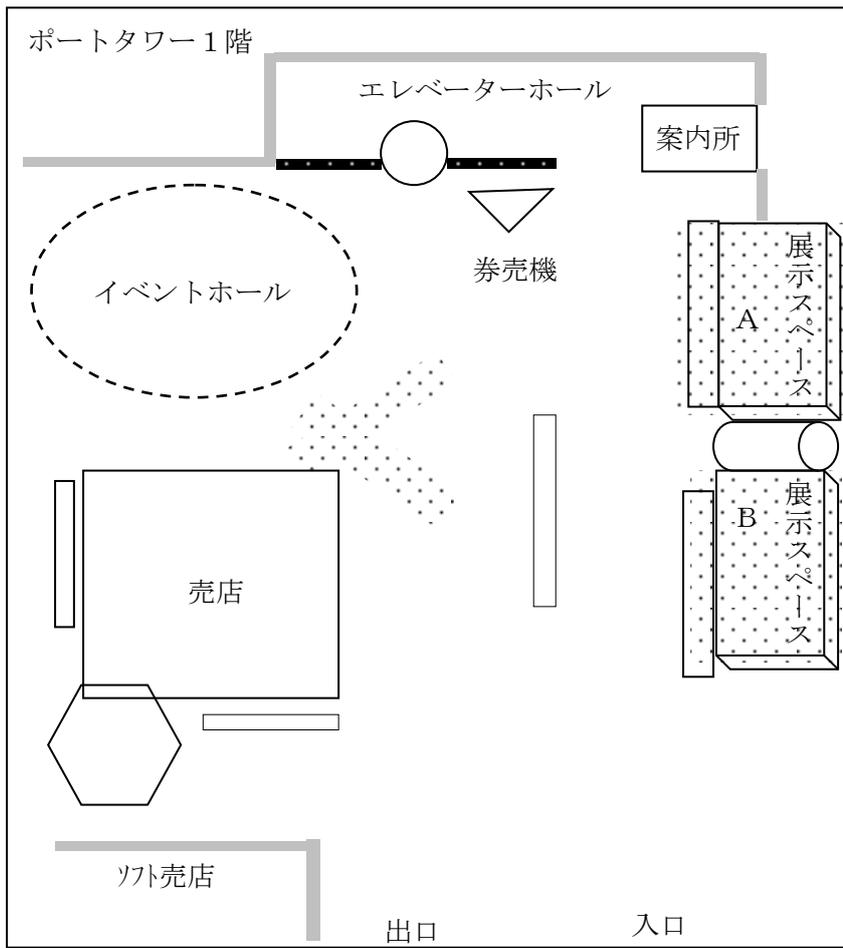
- 2 タワー管理者の命令等に従わない場合は、強制撤去、または退去させるものとする。

(その他)

第15条 その他定めのない事項は、別途協議により決定する。

附則 1.この規則は平成18年4月1日より施行する。

展示スペース



展示スペース A パネル
4m×1,8m
パネル前棚
4 m×0.5m

展示スペース B パネル
4m×1,8m
パネル前棚
4 m×0.5m